

日本の難民政策と国際条約の解釈~研究と実務の往還

阿部浩己（明治学院大学国際学部）

『難民研究ジャーナル』第10号発刊記念公開座談会

〈これからの日本で求められる難民研究とは〉

2021年6月25日（オンライン）

Ⅰ 難民法の研究へ

- アフリカ難民危機と国際会議の開催...難民への関心の世界的高揚
 - インドシナ難民危機と日本の難民条約・議定書の締結
 - 国際機関、特にUNHCRへの関心...国際公務員への憧れ
 - 学窓を同じくする先達・本間浩先生が存在（『政治亡命の法理』）
- 「アフリカにおける難民保護の法的側面に関する一考察」
（1984年）

II 難民をめぐる法の変容とポリティクス

- ▶ 最高裁マクレーン事件判決（1978年）

- ・・・国際慣習法に基づく国家の広範な国境管理権限

←国境管理権限...20世紀初頭から、司法判断・研究者の言説を通じて世界に伝播

←国境管理権限を制約する唯一の例外として国際難民法制が立ち上がる

- ▶ 広範な国境管理権限と難民法制
 - ・・・ <対立的> ではなく <相補的> な関係（20世紀的）
- ▶ 難民の発生 = 国際社会における例外/危機的事態
 - ∴ 例外的対処として是認

20世紀・1970年代までの主な越境移動のパターン

- ▶ 北（欧州）から北（北米、オセアニア等）...移民
- ▶ 東（共産圏）から西（欧米資本主義諸国）...難民
- ▶ 南（植民地・発展途上国）からの移動...南での封じ込め（UNHCR難民キャンプ）
- ▶ 難民概念...主権的裁量による（欧米の政治的利害を反映した）解釈に供される

1980年代以降の変化（欧米にとっての変化）

- 南→北への一方通行的移動へ（「新しい難民」の出現）
- 冷戦終結による東からの避難者の政治的価値の減損
- 国際人権法の台頭
 - 人権法を用いた難民概念の創造的解釈
 - 「補完的保護」の導入
 - ←各国難民認定機関・判断権者、研究者間の知的交流、「国際的な解釈共同体」の出現
- 国境管理権限との〈相補性＝黙契〉の動揺

各国政府による「入国阻止政策」の顕現

・・・「対テロ戦争」という援軍

■ オーストラリア...司法判断を覆す行政府の行動

2015年移民法改正「難民条約の範囲を拡張しようとする外国裁判所または司法機関の解釈には従わない」「新しく定義された「難民」および「十分に理由のある恐怖」という用語は、難民条約に基づくオーストラリアの保護義務に関する解釈を明確にする新しい法令上の枠組みの基礎を提供する」

* 塩原論文48頁以下参照

日本

- ▶ 難民認定...国家の主権的裁量に基づく解釈実践のまま
国境を防護する裁判官たち
- ▶ 難民認定手続 = 非難民の創出と排除を正当化する手続へ
- ▶ 変わらぬ国家の広範な国境管理権限（マククリーン事件判決）

- ▶ 社会におけるマイノリティの存在の不可視化と（人種）差別禁止法の不在（梁英聖）
= 人種差別の常態化...在日コリアンへの制度的差別への社会的〈支持〉
- ▶ 入管法による人種差別（外国人排斥）的実態が法的に問題視されず

研究者（法学者）の志向性

・・・ 国境管理権限の神聖化

- ➡ 国境管理権限を人権よりも優位におくことにためらいを覚えない感性
- ➡ 外国人という類型の機械的あてはめ
- ➡ 「南」からの人の流入に恐怖する〈受入国〉側の心性

- ➡ 国際人権諸条約は日本法の一部なのに、これを外国の法と同一視する認識の広がり
 - 公法学（憲法、行政法）における過度の国内法中心性

* 近藤敦論文的志向性の重要性

III 研究者／実務家として

- ▶ <研究において> 既存の法の根源的批判
...国際法の暴力性・植民地主義の分析
欧米諸国（主権国家）の利益のための難民条約の姿を照射
- ▶ <実務において> 既存の法の徹底的な利用
...「善きタテマエ」の最大化
難民保護のための難民条約という理念に沿った解釈・適用

裁判に関わる

事後的評価・・・「判例評釈」

事前の介入・・・「意見書」の提出
cf 立場性の明示

判断過程に関わる...難民審査参与員として

400件ほどのうち約8%の認定率

トルコ、ミャンマー、バングラデシュ、ネパール、
カメルーン、ウガンダ、パキスタン、ガーナ

- ▶ 供述の信ぴょう性評価の違い
...客観的資料の不存在、偽造文書の扱い
- ▶ 出身国情報の収集・評価の違い
- ▶ 難民概念の解釈の違い... 「迫害」の解釈、「十分に理由のある」
性暴力、良心的兵役拒否の評価等

難民認定手続は何のためにあるのか

- ▶ ベルトコンベヤーのように産出される不認定判断
- ▶ 闇の中にある認定基準 (if any)
- ▶ 難民認定への警戒心
 - ・ ・ ・ 判断権者の<悦び>とは? cf. Peter Showler
- ▶ 研究者が実務に関わる意義はどこにあるのか
 - ↳ <All Japan>体制への違和感
 - ・ ・ ・ あの人もこの人も私も参与員?
- ▶ 研究者の独立性は確保されるのか

IV グローバルな解釈共同体への能動的参加 ～ガラパゴスからの脱却へ

- ▶ 世界の学術的/実務的環境の中での議論へ
各国の研究者/実務家とのつながりの強化
アジア太平洋におけるネットワークへの参画
- ▶ 「国境管理権限」を自明視する思考枠組みの問い直し

歴史の中の責任 ...難民の移動と植民地主義の結びつき

- ➡ 北から南へ→自由な移動
- ➡ 南から北へ（不均衡な構造が生み出す移動）→移動の規制

移民/難民問題と不均衡な国際政治経済構造との連関

「構造的不正義への「加担者」」

→「不正義を生み出している制度や構造を是正していく責務を負う未来志向的責任」

(小手川論文86、87頁)

世界に広がる自由の抑圧（国際人権・難民法を下支えする自由主義諸国の勢力減衰

人間の尊厳を重視する公正な秩序への価値的コミットメント